CCM-02-A 様式5-2

評価の公平性及び独立性チェックリスト (評価者)

評価に係る評価者、評価者候補等 (以下｢評価者等｣という。) は、公正でなければならない。当該評価者等は、評価の対象がIT製品又はシステム (以下「IT製品等」という。) の場合にはその開発部門等から、PP又はSTの場合にはその作成部門等から技術的判断に影響し得る不当な営利的、財政的その他の圧力を受けてはならず、かつ、それを実証しなければならない。また、評価者等は、当該評価者等が行う評価作業に関する判断の独立性及び誠実性に対する信用を傷つけるおそれのある活動に従事してはならない。

上記詳細については、ISO/IEC 17025 4.1項を参照されたい。

本チェックリストは、このような評価作業の公平性、判断の独立性及び誠実性を確保するために、評価者等が次の事項に関して問題を有していないことを確認することを目的としている。評価者等は、すべての確認事項及び要求事項の確認結果に自ら事実を記載し、評価責任者に提出する。

・ 本確認事項及び要求事項の一部は、評価の対象がPPである場合にも適用する。この場合において、｢IT製品等の開発部門｣は、PPの作成部門も含まれる。

・ 本確認事項及び要求事項は、IT製品等の開発部門と申請部門が異なる場合にも適用する。この場合において、｢IT製品等の開発部門｣とあるのは、｢IT製品等の開発部門及び申請部門｣と読み替える。

本チェックリストが対象とするTOEや関連機関は以下のとおり  
 (該当箇所については 「認証申請書」(CCM-02-A 様式1) の内容を転記すること)。

|  |  |
| --- | --- |
| TOE又はPPの名称及びバージョン |  |
|
| 評価機関の名称 |  |
|  |  |
| 認証申請者の名称 |  |
|  |  |
| 開発者の名称 |  |
|  |  |

本チェックリストが対象とする評価者等は以下のとおり

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価者等の氏名 |  | 作成日 |
|  |
| 評価機関の  責任者名 | 記名押印又は署名 | 承認日 |
|  |

１．評価者等と、IT製品等の開発部門が属する法人との関係

該当する確認結果にチェックを入れる。

|  |  |
| --- | --- |
| 確認事項及び要求事項 | 確認結果 |
| 【確認事項】  評価者等が属する法人と、IT製品等の開発部門が属する法人とは同一ではないこと※1。 | □ 同一法人でない。 |

※1 評価者等が属する法人が開発した製品の評価は原則できません。このような場合には、評価の公平性及び独立性を実証できる客観的資料とともに申請に先立って認証機関に相談してください。

２．評価者等と、IT製品等の開発部門との関係及び影響

該当する確認結果にチェックを入れ、該当する確認事項については「事実関係に係る要求事項」の確認結果を詳細に記述する。なお、公平性及び独立性の実証については、ISO/IEC 17025 により、それらを満たす方針や手順の存在と実施証拠の提供が前提となる。

|  |  |
| --- | --- |
| 確認事項及び要求事項 | 確認結果 |
| 【確認事項】  評価者等が、TOEの開発に携わっていないこと※2。 | □ 携わっていない。 |
| 【確認事項】  評価者等が、IT製品等の開発部門が属する法人と、現在及び過去において関係がないこと。  (例　他業務で契約中、元社員等) | □ 関係がない。  □ 関係がある。(以下に記載) |
| 【事実関係に係る要求事項】  (上記関係がある場合)  人的及び営利的ないかなる側面においても、評価作業の公平性及び独立性を実証できること。 |  |

※2 評価者等が開発に携わった製品の評価は原則できません。このような場合には、評価の公平性及び独立性を実証できる客観的資料とともに申請に先立って認証機関に相談してください。

３．評価者等と、IT製品等の開発部門への支援作業の関係及び影響

該当する確認結果にチェックを入れ、該当する場合は「事実関係に係る要求事項」の確認結果を詳細に記述する。なお、公平性及び独立性の実証については、ISO/IEC 17025 により、それらを満たす方針や手順の存在と実施証拠の提供が前提となる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認事項及び要求事項 | 確認結果 | |
| 【確認事項】  評価者等は、PP又はTOEに係るSTや評価用提供物件の作成支援を行っていないこと※3。 | □ 行っていない。 | |
| 【確認事項】  評価者等は、PP又はTOEに係るSTや評価用提供物件の作成支援を行っている部門又はその部門が属する法人と、現在及び過去において関係がないこと。 | | □ 関係がない。  □ 関係がある。(以下に記載) |
| 【事実関係に係る要求事項】  (上記関係がある場合)  人的及び営利的ないかなる側面においても、評価作業の 公平性及び独立性を実証できること。 | |  |

※3 評価者等が評価証拠作成支援に携わった製品の評価は原則できません。このような場合には、評価の公平性及び独立性を実証できる客観的資料とともに申請に先立って認証機関に相談してください。